

逗子市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について (配偶者同行休業制度の導入について)

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者同行休業制度）を導入するため、条例を制定するもの。

背景

- ・地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年法律第79号）により、地方公務員法に配偶者同行休業制度が位置づけられたもの。（平成26年2月施行）

理由

- ・配偶者が同行を必須条件として求められている場合、休業を取得できないことで、勤務が継続できず退職せざるをえない。
 - ・休業を要する事由は、職員の配偶者によるものであり、職員本人の意向によって回避できるものではない。
- これらのことから、職員本人が継続勤務を希望しつつ、それに反して退職せざるを得ない事態は避けるべきであり、また、近隣自治体の導入状況を踏まえ、配偶者同行休業の制度を導入することとしたもの。

概要

- 1 休業の事由
職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にすること。
- 2 休業の申請及び承認
任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる。
- 3 休業の期間
3年を超えない期間（当該期間の範囲内であれば1回の延長可）
- 4 休業の効果
職を保有するが職務に従事せず、給与は支給しない。
- 5 施行期日
令和3年4月1日

その他

1 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業経営等で外国において行うもの
- (3) 外国の大学における修学
- (4) これらに準じる事由として任命権者が定めるもの

2 配偶者同行休業の承認の取消事由

任命権者は、配偶者同行休業を承認した職員が、配偶者と生活を共にしなくなったとき、その他、次に掲げる事項に該当したときは、休業の承認を取り消す。

- (1) 配偶者が外国に滞在しない又は休業の対象となる事由に該当しないこととなった。
- (2) 出産休暇を取得することとなった。
- (3) 育児休業を承認することとなった。

3 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

- (1) 任期を定めた採用
- (2) 臨時的任用

4 職務復帰後の給与

(1) 号給の調整

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要と認められるときは、当該休業期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(2) 期末勤勉手当

期末手当に係る在職期間の算定に当たって、配偶者同行休業の期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。

勤勉手当に係る勤務期間の算定に当たって、配偶者同行休業の期間の全期間を除算する。

5 退職手当

退職手当の基本額については、配偶者同行休業をした期間は退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全期間が除算される。

退職手当の調整額についても、配偶者同行休業をした期間は算定対象外となる。

1 逗子市職員定数条例(昭和26年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第4条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1) 退職者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>(2) 結核性疾患により休養を命じられた者</p> <p>(3) 育児休業 _____ をしている者</p> <p>(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣されている者</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年逗子市条例第22号)により派遣されている者</p>	<p>第4条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の4第1項に規定する休業を</u>している者</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

2 逗子市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 逗子市職員の定年等に関する条例(昭和59年逗子市条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

第7条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第9号。以下「給与条例」という。）第18条第1項並びに逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年逗子市条例第12号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（逗子市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年逗子市規則第2号。以下「規則」という。）で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第19条第1項に規定にするそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 逗子市職員の定年等に関する条例（昭和59年逗子市条例第6号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第7条 （略）

2 給与条例第19条第1項に規定にするそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員（地方公務員法 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる 職員
- (2) 逗子市職員の定年等に関する条例 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

3 逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（報告の時期）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年5月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（報告事項）</p>	<p>（報告の時期）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年9月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（報告事項）</p>

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)第2条に規定する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他市長が必要があると認める事項
(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年5月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公表の時期)

第5条 市長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)第2条に規定する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1)～(4) (略)

(5) 職員の休業に関する状況

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 職員の研修_____の状況

(10) (略)

(11) (略)

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年9月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公表の時期)

第5条 市長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

4 逗子市職員給与条例(昭和31年条例第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)第2条に規定する職員、地方公務員法第22条の3第4項_____及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員並びに地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)第2条に規定する職員、地方公務員法第22条の3第4項、<u>同法第26条の6第7項第2号</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員並びに地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)をいう。</p>